

『地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号-2(～2029.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、『掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削』及び『土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け若しくは取りはずしの作業』は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方をそれぞれ作業主任者として選任することが義務づけられています。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催予定(3日間:学科18時間)

令和8年度実施予定：4月、8月、12月

(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

- 1日目 (学科) 8:30 ～ 15:20
- 2日目 (学科) 8:30 ～ 16:50
- 3日目 (学科) 8:30 ～ 15:20

2. 受講資格

- ① 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者
- ③ その他厚生労働大臣が定める者

3. 特例対象者及び一部免除対象者

<特例対象者>	講習日時
建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く)	(2日間:学科10時間) 2日目 8:30 ～ 14:10 3日目 8:30 ～ 15:20
<一部免除対象者>	講習日時
土木施工管理技術検定に合格した者	(1日:学科5時間) 8:30 ～ 15:20

4. 受け講料及びテキスト代(消費税込み)(会員のテキスト代は無料。※団体会員含む)

●全科目

【会員】受講料：17,600円 内10%消費税1,600円

【非会員】受講料：17,600円 テキスト代：2,970円 合計：20,570円 内10%消費税1,870円

●特例対象者(2日間)

【会員】受講料：13,200円 内10%消費税1,200円

【非会員】受講料：13,200円 テキスト代：2,970円 合計：16,170円 内10%消費税1,470円

●一部免除対象者(1日)

【会員】受講料：12,100円 内10%消費税1,100円

【非会員】受講料：12,100円 テキスト代：2,970円 合計：15,070円 内10%消費税1,370円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。